

サイバーセキュリティ戦略本部
普及啓発・人材育成専門調査会
サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ第6回会合
同サブワーキンググループにおけるタスクフォース会合
議事概要

1 日時

令和2年2月18日（火） 15:30～17:00

2 場所

内閣府別館9階会議室

3 出席者（敬称略）

- サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ
- | | | | |
|-------|--------|--------------------|-----------|
| （主査） | 林 紘一郎 | 情報セキュリティ大学院大学 | 名誉教授 |
| （副主査） | 岡村 久道 | 英知法律事務所 | 弁護士 |
| | | 京都大学大学院 | 医学研究科 講師 |
| （委員） | 大杉 謙一 | 中央大学大学院 | 法務研究科 教授 |
| | 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 | 執行役員 法務部長 |
| | 星 周一郎 | 首都大学東京 | 法学部 教授 |
| | 丸山 満彦 | デロイト トーマツ サイバー合同会社 | 執行役員 |
| | 宮川 美津子 | TMI 総合法律事務所 | 弁護士 |
| | 湯淺 壘道 | 情報セキュリティ大学院大学 | 教授 |
- サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ
タスクフォース
- | | | | |
|-------|--------|-------------------|-----|
| （構成員） | 阿久津 匡美 | 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 | 弁護士 |
| | 安藤 広人 | ファイ法律事務所 | 弁護士 |
| | 寺門 峻佑 | TMI 総合法律事務所 | 弁護士 |
| | 日置 巴美 | 三浦法律事務所 | 弁護士 |
| | 北條 孝佳 | 西村あさひ法律事務所 | 弁護士 |
| | 水町 雅子 | 宮内・水町 I T 法律事務所 | 弁護士 |
| | 渡邊 涼介 | 光和総合法律事務所 | 弁護士 |

(事務局)	山内 智生	内閣審議官
	三角 育生	内閣審議官
	吉川 徹志	内閣参事官
	上田 光幸	内閣参事官
	川本 悠一	参事官補佐
	蔦 大輔	上席サイバーセキュリティ分析官

(オブザーバー)

警察庁、個人情報保護委員会事務局、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省

4 議事概要

(1) 山内内閣審議官挨拶

(2) タスクフォースの活動状況報告

事務局から、タスクフォースの活動について報告が行われた。

- ・ 前回のサブ WG を踏まえてタスクフォースにおいてドラフト案をブラッシュアップし、関係省庁からの意見も踏まえて修正を行った。
- ・ 本日ドラフトとして提出したい。

(3) サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver1.0 ドラフト提出

タスクフォースからサブ WG に対してドラフトの提出が行われた。

ドラフトについては、サブ WG 委員の意見等を踏まえて所要の修正を行った上で、主査・副主査に対してとりまとめが一任された。

とりまとめ後、3月2日に開かれるサイバーセキュリティ戦略本部普及啓発・人材育成専門調査会において本件を報告し、その後、NISC が法令ハンドブックを公開することとなった。

(4) 議論

事務局から資料1から資料3について説明。

資料3（今後の課題）に関して以下のとおり意見が出され、当該意見を資料に反映した上で公開することとなった。

(岡村副主査)

- ・ 資料3の5「データ消去等」に関して、自治体で問題になった事案はリース物件

であったため、リース期間満了時にデータを消去して媒体を返却しなければならなかった。しかし、返却を要するため破壊ができない。対策案として、入札時に、リース期間満了時に破壊することを示した上でリース料金を算定することを考えているが、資料3の5番についても、リースとの関係を踏まえてはどうか。

(湯浅委員)

- ・ 自治体でデータ消去等の問題となった事案はHDDであったが、SSDもかなり利用されるようになっており、SSDのデータ消去は技術的にHDDと異なるため、技術的な動向も踏まえてはどうか。

(丸山委員)

- ・ 今後の課題ということになると思うが、資料3の5、データ消去というかメディアのサニタイゼーションについては、アメリカではNISTのSP800-88（媒体のサニタイズに関するガイドライン）があるが、こういった規格を日本でも作成する必要があるのではないか。

(水町構成員)

- ・ リースのほかにも、クラウドの場合も物理破壊が難しいと考えられ、バックアップメディアをどうするかなど、様々なバリエーションを含めて現場が実現可能な方法で検討いただけるとありがたいと考えている。

(三角審議官)

- ・ 実務的には、暗号化して鍵を破棄することで消去したという形にするやり方も議論されており、検討が進むことを期待している。

(大谷委員)

- ・ 資料3の5. データ消去等に関しては、消去等を受託している企業の責任としてどこまでやる必要があるか、委託者は紙のデータ消去証明書をどこまで信頼できるのかという課題も含め、未解決の部分が多いと考えられるため、言及が必要ではないか。
- ・ 資料3の6については、IPAのセキュリティPTで様々な議論を行っているが、こうすべきというところまで明確に書くことが難しく、法律上の責任の所在や、脆弱性に関する告知を誰が誰に行うかと言ったことも含め、議論が尽きない。解がまだ出ていない問題であるが言及が必要であると考えている。セキュリティの分野は、まだ解が出ていないものについても言及することが今後必要になるのではないか。

(星委員)

- ・ ドラフトについては刑事実体法関係について詳細にまとめていただき感謝。
- ・ 資料3の今後の課題という観点からは、手続の問題、例えば、捜査への協力要請があった場合にどこまで対応するかといったところは現段階では誰もが手探りでやっているため、明確な解があるものではないが、何らかの言及が必要ではないか。民事手続法関係についてはQ59~Q64で触れられているが、刑事手続法関係についても、掲載の是非を含めて今後の課題としてはどうか。

(宮川委員)

- ・ ドラフトをまとめたタスクフォースの構成員の皆さまに感謝。
- ・ こちらでも内容を確認したが、Q34の「退職後の海外での秘密保持義務違反行為について」については、現時点で説明できる内容を詳細に検討いただいております、大変有益なものになったと考えているが、海外の法律との関連ではさらに分析を重ねる必要があるとも考えている。

(安藤構成員)

- ・ サイバーセキュリティに関する技術の話（例えば、3rdパーティクッキーやID連携など）を簡単に解説し、それが法的にどのように評価されるかというものも盛りこむといいのではないかと考えています。

(日置構成員)

- ・ 今後の課題として、セキュリティという文脈とプライバシー保護という文脈は、企業内においてもCPO、CISOと似て異なるものとして存在しており、両者の分岐点に分かりづらいところがある。その相違を本ハンドブックの中にどのように反映し、セキュリティの実務に携わる方、プライバシー保護の実務に携わる方双方にどのように分かりやすく伝えられるかを今後の課題として考えたい。

(寺門構成員)

- ・ 本ハンドブックを踏まえて、具体的なケースをコラムのような形で盛りこむといった形でさらなる内容の充実を図ることができるのではないかと考えています。

また、法令ハンドブック公開後の広報の方法等について以下の意見が出された。

(大谷委員)

- ・ タスクフォースの構成員の皆さまにセミナー等で取り上げていただくか、SNSで紹介する等して普及していくといいのではないかと考えています。

(大杉委員)

- ・ 広く使ってもらうためには、キーワードで引きやすくなっているという、資料としての使い勝手も良くしていく必要があるのではないか。

(渡邊構成員)

- ・ このハンドブックについては、弁護士やサイバーセキュリティの専門家等が参照することが多いと考えられることから、法律雑誌やセキュリティに関する一般的な雑誌等に載せるということも考えられるのではないか。

(北條構成員)

- ・ オブザーバー省庁のWebサイトにもニュース等の形で掲載してはどうか。

(寺門構成員)

- ・ 経産省の電子商取引及び情報財取引等に関する準則のように、改訂を頻繁に行うことが周知に繋がっていくのではないかと。

(阿久津構成員)

- ・ 本ハンドブックがターゲットとしている層へのリーチ方法を検討すると良いのではないかと。例えば、今回は戦略マネジメント層をターゲットにしているということと、情報処理安全確保支援士へのリーチ方法等が考えられる。

その他本サブWGに関する総括的なコメントとして、以下の意見が出された。

(三角審議官)

- ・ NISCに来て以来、こういったものを作成したいという主張を続けてきたが、ここまで来ることができた。関係者の皆さまに感謝する。引き続きバージョンアップを続けていただければと思う。

(岡村副主査)

- ・ 本件については、JPCERT/CCの創始者であり、NISCの前身である内閣官房情報セキュリティ対策推進室で補佐官も務めていた敬愛する山口英氏に言及する必要がある。

というのも、彼が、セキュリティは技術だけでは回らず、制度と両面で守らなければならないので、制度をまとめることができないかと主張したところから、今回のようなセキュリティに関する法令のとりまとめが発効しているからである。当時、内閣官房情報セキュリティ対策推進室は発足したばかりで制度面には手が回らなかったが、三角審議官が経産省で室長をされているときに、電子商取引準則のセキュリティ版を作れないか、ということからスタートした。その際に一緒にやっ

ただいたのが丸山委員、宮川委員であり、完成したのが平成21年の「情報セキュリティ関連法令の要求事項集」であった。こちらも改定を検討していたが、東日本大震災等の事情も重なり、半ば宙に浮いた状態になってしまっていた。

今回、経産省ではなくNISCであれば、省庁横断的な検討も可能ではないか、ということで、山内審議官の力も借りて検討を再開することとなり、林先生にサブWGの中核になっていただき、今日ドラフトの完成に至ったという経緯であり、出発点から数えれば20年近い時間が経過している。

人材育成という観点からは、セキュリティ人材の中にも、法律との橋渡しができる者が必要であり、ここに集まっていたいただいている皆さまが10年後、20年後それを担って欲しいと願っているが、そのときに本ハンドブックが役立つと嬉しく思う。また、そういった面からも、どれほどのペースになるかは分からないが、世の中の変化に合わせて内容をバージョンアップしてほしい。

(林主査)

- 皆様の多大なる協力でこの冊子をまとめることができたのは大変名誉だし、幸せだったと考えている。広報に関して、私の方でサイバーセキュリティ法制学会という学会を主催しているので、そこで本件に関する議論ができればと思う。また、本ハンドブックは教科書としての利活用もできるであろうし、ブログや雑誌での紹介もできるのではないかと思う。

(山内審議官)

- どのように情報発信できるかという皆さまの要望を受け取ったので、こちらも心当たりがあるところから普及していきたい。サイバーセキュリティに関するイベントに出てくる人の属性は、昔は技術者ばかりであったが、最近は、コンプライアンス側、経営側の方々が如実に増えていると感じる。そういった方々に本ハンドブックをご覧頂きたいと考えている。